

# 御嵩町電子契約サービスに係るQ&Aについて

2023.10.4作成  
総務防災課財政係

	質 問	回 答
1	電子契約利用確認書は、入札案件ごとに、その都度提出する必要がありますか。	案件ごとに提出をお願いします。
2	電子契約利用確認書はどこで入手できますか。また、どのように提出するのでしょうか。	【様式入手方法】 町ホームページから適宜ダウンロードいただけます。  【提出方法】 御嵩町から落札の旨の連絡があったのちに、必要事項を記入した電子契約利用確認書を原則メールで提出ください。 データ形式はPDFまたはWordファイルとし、押印は不要です。  電子契約利用確認書提出先メールアドレス keiyaku@town.mitake.lg.jp
3	契約作成の担当者のメールアドレスを登録でよいのですか。工事担当者のメールアドレスは登録しなくていいのですか。	電子契約書には、メール受信者の電子署名が記録されます。電子署名は押印と同様の位置付けですので、承認者には事業者様内の契約締結権限を有する方(一般的には代表取締役や所長等)と担当者様メールアドレスをご登録することをお願いしております。 担当者欄は、契約担当者様でも工事担当者様どちらでも差し支えありませんが、主に契約に関する事務を担当される方をお願いしています。
4	当社にはメールアドレスが1つしかありません。電子契約利用承諾書に当社メールアドレスを2箇所(担当者と契約締結権限者)記載する欄がありますが、同一のメールアドレスを記載してよろしいでしょうか。	問題ございません。 その場合は、[担当者=契約締結権限者]という形で、同一の方が処理されるものとして扱わせていただきます。

	質 問	回 答
5	契約保証書等の提出が必要な契約の場合、その書類にはどのように提出すればいいですか。	<p>落札者決定後、御嵩町から契約保証書の提出方法について確認させていただきます。</p> <p>電子保証が可能な場合は、電子契約の手続きの際に、当該電子保証にかかる「認証キー」がわかる書類データを添付していただきます。</p> <p>紙による保証書提出の場合は、保証書等の必要な書類をご提出いただき、確認後に電子契約書の手続きを進めます。</p> <p>また建設リサイクル法に係る書面は、電子契約とは別にご提出いただきます。</p> <p>その他契約書とは別の書類がある場合は、別途発注担当課よりご連絡いたします。</p>
6	御嵩町との契約締結にあたり、電子契約の利用件数に上限はございますか。	御嵩町から依頼する案件については、上限はありません。
7	電子契約するにあたり、電子署名(ICカード)は必要でしょうか。またアカウントの作成や利用料は必要ですか。	いずれも不要です。
8	契約書以外に御嵩町に提出する書類があるが、それらは今まで通りの対応で問題ないでしょうか。	<p>契約書以外の書類についての対応は変更ありません。</p> <p>ただし、前述のとおり契約保証等の提出方法については、事前に確認させていただきます。</p>

2023.10.2作成